

契約段階における実効性確保

契約段階における実効性確保について：考え方

中長期的に目指すべき将来像

- 受注者が、労務費の基準を参考としつつ、自社の歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した見積を作成。
- 注文者が、当該見積を尊重し、契約を締結。
- 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は労務費の基準を活用して労務費を算出。
- 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から電子媒体による見積等の提出を受けて調査し、ダンピングと生産性向上を見分けた上で、指導・監督。

実効性確保策

- | | |
|--|-------|
| ① 労務費の基準を活用して見積・契約を行うことができるよう、労務費の基準の「運用方針」を提示 | 【P 2】 |
| ② 労務費とあわせて見積書で内訳を明示し、確保されるべき「必要経費」の範囲の明確化 | 【P 3】 |
| ③ 雇用に伴う必要経費の取扱い | 【P 4】 |
| ④ 労務費・必要経費を内訳明示した見積書の作成の普及・促進に向けた取組 | 【P 6】 |
| ⑤ 適正な労務費を見積もる事業者が不利にならないよう、自主宣言制度による事業者の見える化 | 【P 9】 |
| ⑥ 契約段階でのルールに反する行為に対する建設Gメンによる調査、指導・監督 | 【P10】 |

本日のWGでは、これまで議論してきた実効性確保策（上記①～⑥）について、概ねの方向性について一定の合意を得ることとしたい。

（細部など更なる議論が必要な事項については、第9回WG以降で議論）

①労務費の基準の「運用方針」

- ◆改正後の建設業法第20条では、受注者に対して、労務費等の内訳を記載した見積書を作成するよう努力義務を課すとともに、注文者に対して、見積書の内容を考慮するよう努力義務を課している。
- ◆見積書の作成にあたっては、「労務費の基準」を活用して適正な労務費を見積もることが必要。

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

方針

- 改正法の施行に当たり、労務費の基準に基づく新たなルールの運用方針について、国がガイドラインで定める。
- 運用方針として記載を検討している事項は以下のとおり。
 - ① 基準に関する基本的な考え方・取扱い (方針 1 ～ 7)
 - ② 見積書の作成に係る受注者の対応 (方針 8 ～ 13)
 - ③ 見積書の作成に係る注文者の対応 (方針 14 ～ 20)

⇒詳細は【資料 1 - 2 別冊】参照

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

法定福利費

(事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

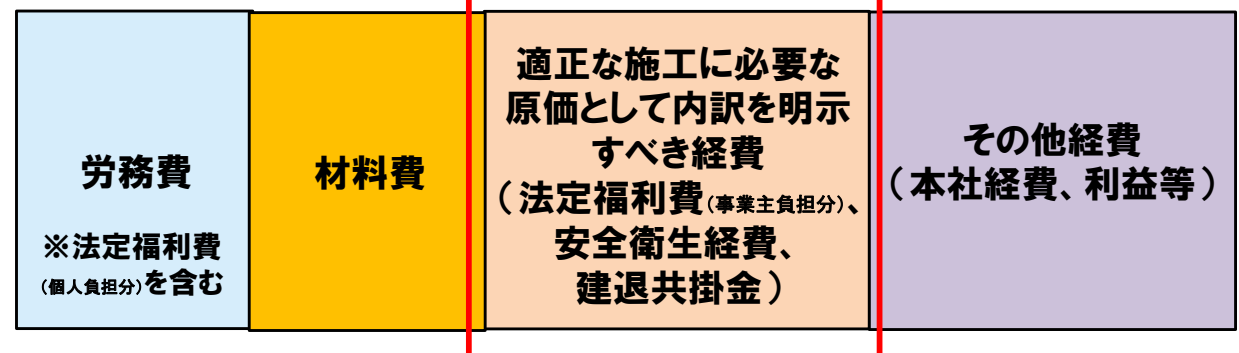
- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

方針

- これまで、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金）を、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき必要経費として見積書における内訳明示の対象とする
※右図赤枠部分

<工事価格の構成イメージ>



③雇用に伴う必要経費の取扱い

方針

- 「労務費の基準」を示す際には、**公共工事設計労務単価の公表時と同様に、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することとする。**（参考値は公共工事設計労務単価と合わせる。）
 - ただし、
 - *「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動するという前提において、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること、
 - *実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）
 - *見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
 - *参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと、
- といった点に**留意し、契約当事者間で、十分に協議することが必要**である。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」公表時資料(抜粋)

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

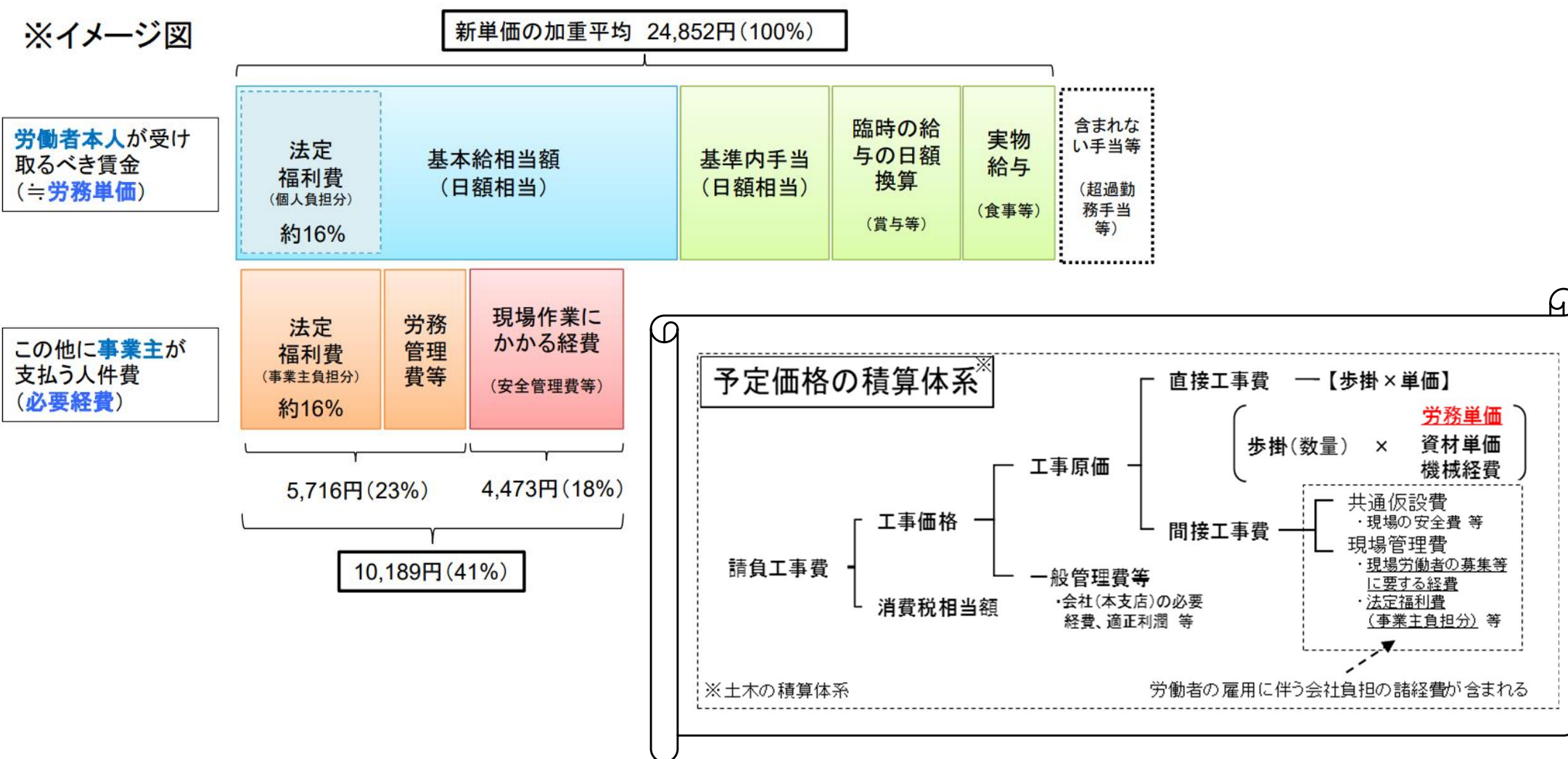
〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																					
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600	-	29,100	27,600	29,600	30,000	29,000	31,100	25,900	21,500	39,700	49,300	35,400	45,700	33,700
		(35,600)	(29,400)	(26,600)	(33,600)	(44,700)	(40,200)	-	(40,900)	(38,800)	(41,600)	(42,200)	(40,800)	(43,700)	(36,400)	(30,200)	(55,800)	(69,300)	(49,800)	(64,300)	(47,400)

【参考】「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、事業主が負担すべき**必要経費**(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない
- 事業主が**下請代金に必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



◆労務費の基準に沿った適正な水準の労務費の確保を進めるため、労務費・必要経費を内訳明示した見積書の作成を普及・促進する必要。

方針

【元請－下請間、下請－下請間の見積り】

○中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成できるよう、

- ・**各専門工事業団体は**、各業種の特性に対応した「**標準見積書**」を見直し・作成
- ・**国は、「見積書（標準見積書）」の作成手順及び様式例を作成（※）**

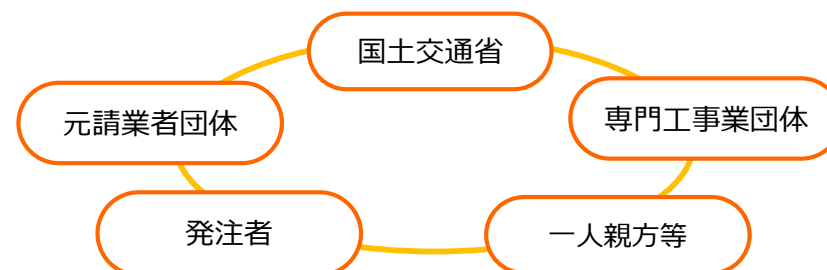
（※）①専門工事業団体による「標準見積書」の作成、②下請個社による「見積書」の作成の双方に活用できる作成手順と様式例を国が提示。
この際、様式例は詳細版・簡易版の2パターンを電子媒体で提供

【発注者－元請間の見積り】

○元請業者が見積書の作成に当たって遵守すべき事項について、**国は、元請向けに「発注者・元請間の見積書の作成に当たってのガイドライン」を作成**

- ・労務費、必要経費を含む適正な見積の作成を普及・促進させるには、発注者、元請、下請とサプライチェーン全体で、相互にとって、見積作成・交渉がしやすい形とする必要。
- ・このため、発注者、元請団体、専門工事業団体、一人親方関係、国土交通省からなる、**実務関係者が一堂に会する見積書の検討の枠組み**を設け、「（標準）見積書の作成手順・様式例」や「見積書の作成ガイドライン」等について議論。
- ・また、「標準見積書」の作成や見積書の利活用の促進に向けて、国の**モデル事業**を専門工事業団体、一人親方関係団体などと連携・協力して実施。

関係者による検討の枠組み



今後、関係者による検討の枠組みの中で詳細を検討

国が「作成手順」で示す「専門工事業者が見積りの際に留意すべき主な事項」の考え方（案）

○見積の中で項目を立てる事項、内訳明示すべき事項

- ・ 労務費 ※（総額のみならず、労務単価×歩掛×作業量という過程も記載）
- ・ 材料費

については、見積書の中で項目を立てて記載

※ 労務費については、別紙あるいは注記として、特記すべき仕様・要件がある場合は、その旨を記載

以下の項目は、工事金額総額に対する内訳記載を行う（見積書の中で項目を立てても良い）

- ・ 法定福利費（事業者負担分）
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建退共掛金

○内訳明示を求める見積書の段階

- ・ 設計が具体化するに従い、段階的に見積書の精度を上げる場合があるが、内訳明示を求める見積書は、概算見積段階ではなく、契約段階で作成する精算見積（契約締結の前提となる設計図書が整った段階の見積書）とする

○積算体系との関係

- ・ 積算体系の費目（例：直接工事費、建設工事費（共通仮設費・現場管理費）、一般管理費等）は、各専門工事業団体・職種により異なると考えられる。
- ・ このため、積算体系上の費目は、国の「作成手順」ではあるべき姿を示さないこととしたい。（これまで各専門工事業団体・職種で作成してきた見積書の形態を踏襲する場合、労務費の基準の運用開始を機に見直す場合、いずれもあり得る。）
- ・ なお、積算体系上の費目の建付け如何を問わず、見積書で項目を立てるべきもの、内訳記載を行うべきもの、通常必要と認められる原価、といった必要な分を確保すべき経費は、価格競争の対象には基本的に馴染まない性質であることも併せて示すこととしたい。

○その他 （見積書は電子媒体で作成することを目指すこと、当初・最終見積書の保存に係る取扱い）

今後、関係者による検討の枠組みの中で詳細を検討

国が「ガイドライン」で示す「元請業者が見積りの際に留意すべき主な事項」の考え方（案）

○見積の中で項目を立てる事項、内訳明示すべき事項（元請一下請間、下請一下請間と同様）

- ・ 労務費 ※（総額のみならず、労務単価×歩掛×作業量という過程も記載）
- ・ 材料費

については、見積書の中で項目を立てて記載

※ 労務費については、別紙あるいは注記として、特記すべき仕様・要件がある場合は、その旨を記載

以下の項目は、工事金額総額に対する内訳記載を行う（見積書の中で項目を立てても良い）

- ・ 法定福利費（事業者負担分）
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建退共掛金

○内訳明示を求める見積書の段階

- ・ 設計が具体化するに従い、段階的に見積書の精度を上げる場合があるが、内訳明示を求める見積書は、概算見積段階ではなく、契約段階で作成する精算見積段階のもの（契約締結の前提となる設計図書が整った段階の見積書）とする

○元請業者としての留意点

- ・ 下請業者に見積依頼していなくても、労務費、必要経費が下請業者まで確保されることが必要。
- ・ 適正な取引推進のため、元請業者は、必要に応じて下請業者に見積依頼を行うなどにより適切に見積もり、工事全体として無理な契約とならないようにする必要
- ・ 積算体系上の費目の建付け如何を問わず、見積書で項目を立てるべきもの、内訳記載を行うべきもの、通常必要と認められる原価、といった必要な分を確保すべき経費は、価格競争の対象には基本的に馴染まない性質であること

○その他（見積書は電子媒体で作成することを目指すこと、当初・最終見積書の保存に係る取扱い）

⑤自主宣言制度による事業者の見える化

- ◆建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上は不利になるおそれもある。
- ◆技能者を大切にせる企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることが必要。また、今般の担い手3法の改正を契機に、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要。

方針

○各主体は、建設産業の担い手確保のため、以下の取組を行う旨を宣言。

【元請・下請】

- ・労務費の基準を活用して、労務費等を内訳明示した見積書を作成すること
- ・下請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること
- ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと（CCUSレベル別年収を支払うこと等）
- ・国が技能者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること
- ・CCUSを活用すること（就業履歴蓄積に必要な環境整備に取り組むこと／詳細型の技能者登録を行うこと） 等

【発注者】

- ・元請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること 等

○宣言企業は、ロゴマークを使用可能とし、企業一覧をＨＰで公表。また、宣言企業に対して、表彰での加点、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討。

- 適正な水準の労務費が、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることが重要。
- 中央建設業審議会が作成・勧告する「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積り・契約締結等を禁止（建設業法20条）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。
- そのため建設Gメンは、個々の請負契約における労務費の額等を調査（同法40条の4）し、改善指導（同法41条）等を行うが、どのように調査し取引の適正化を図っていくべきか、整理する必要がある。

【何を調査するか】

- 見積り時と契約時の労務費の額を把握する必要があることから
 - ① 労務費の価格交渉に際して、受注者が最初に注文者に提出した「材料費等記載見積書」（当初見積書）
 - ② 交渉の結果、契約に反映することとなった「材料費等記載見積書」（最終見積書）
 について、労務費の額とともに、これらの積算根拠として当該労務費に係る施工数量・人工数・適用労務単価を調査する。
- また、当初見積書に記載された労務費の額と最終見積書に記載された労務費の額の間で減額があり、その原因を明らかにする必要があるときは、その原因について注文者・受注者にヒアリング調査する。

※ ダンピング受注を繰り返す業者を把握した場合など技能者の適正な処遇確保の努力義務が疑われるときには、賃金の行き渡りを調査
今後、労働基準監督署との連携を検討

注文者

- ◆ 受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 **<R6改正>**

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

受注者

- ◆ 「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務
- 工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書
- ◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 **<R6改正>**

⑥建設Gメンによる契約時のルールに反する行為の検証

【どのように検証するか】

- 検証に当たっては、
 - ① 受注者が当初見積書の提出時に基準比で著しく低い労務費を見積もっていないか。
 - ② 発注者が最終見積書の提出までに労務費が著しく低くなるような見積り変更依頼をしていないか。
 を確認することとし、基準比で安価な労務費が見積もられていた場合、それが
 - (1) 機械導入等の生産性向上(歩掛(必要人工)の減少)によるものか、労務単価の引き下げによるものか。
 - (2) (1)の原因の程度や妥当性 について比較し検証を行うこととする。
- 「著しく低い」かどうかの程度の判断基準については、事務局において内部基準として検討する。

検証イメージ

X工事の当初見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	35 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

X工事の最終見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	15 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	1.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

【設例】

- A職種の「労務費の基準」が8万円/トン、「公共工事設計労務単価」が4万円/人日、労務費の基準が想定する「標準的な歩掛り」が2人日である場合。
- A職種の技能者が施工するX工事において、当初見積書における労務費の額を35万円、施工数量5トン、人工数を10人日とし、最終見積書の労務費の額を15万円、施工数量と人工数は当初見積書と同じとする。

【Gメンによる検証イメージ】

- 当初見積書の検証
 - ✓ 施工数量「5トン」に、「労務費の基準」である「8万円/トン」を乗じる。
 - ✓ 上記により算出して得た40万円と、当初見積書の労務費の見積額「35万円」を比較し検証。当初見積書の労務費の額が、「労務費の基準」から算出する額を著しく下回るときは、見積りを行った受注者を指導等する。
 - ✓ その際、見積額が基準を下回る原因が労務単価の減少にあるのか、歩掛（2人日）・1人日当たり作業量（0.5トン）にあるのかについて、A職種の公共工事設計労務単価及びA職種の「労務費の基準」が想定する歩掛と比較し検証する。
- 最終見積書の検証
 - ✓ 算出した40万円と、最終見積書の労務費の見積額「15万円」を比較し検証。労務費の額は当初見積書から最終見積書の間で減額されているため、減額の理由が不明な点についてはヒアリングにより把握。設例の場合、労務単価を公共工事設計労務単価比で著しく切り下げるものであり、ヒアリングで注文者の変更依頼によることが確認されれば、「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼として、注文者を指導等する。